

平成20年2月26日 開会  
平成20年2月26日 閉会  
(臨時第2回)

# 大山町議会会議録

(副本)

大山町議会

大山町告示第17号

平成20年第2回大山町議会臨時会を次のとおり招集する

平成20年2月21日

大山町長 山口隆之

1 日時 平成20年2月26日 午後3時

2 場所 大山町役場議場

---

**○開会日に応招した議員**

近藤大介  
吉原美智恵  
敦賀亀義  
川島正寿  
秋田美喜雄  
諸遊壊司  
小原力三  
二宮淳一  
野口俊明  
荒松廣志  
鹿島功

西尾寿博  
遠藤幸子  
森田増範  
岩井美保子  
尾古博文  
足立敏雄  
岡田聰  
椎木学  
沢田正己  
西山富三郎

---

**○応招しなかった議員**

なし

---

---

## 第 2 回 大 山 町 議 会 臨 時 会 議 録

平成 20 年 2 月 26 日 (火曜日)

---

### 議 事 日 程

平成 20 年 2 月 26 日 午後 3 時開会

- 1 開会 (開議) 宣告
  - 1 議事日程の報告
  - 日程第 1 会議録署名議員の指名について
  - 日程第 2 会期の決定について
  - 日程第 3 議案第 3 号 平成 19 年度大山町一般会計補正予算 (第 9 号)
  - 日程第 4 議案第 4 号 工事請負変更契約の締結について  
(御崎漁港防波堤整備工事 (ケーソン据付その 1))
  - 日程第 5 議案第 5 号 機構改革に伴う関係条例整備に関する条例の制定について
  - 日程第 6 議案第 6 号 大山町集会所条例の一部を改正する条例について
  - 日程第 7 議案第 7 号 訴えの提起について
- 

### 本日の会議に付した事件

- 1 開会 (開議) 宣告
  - 1 議事日程の報告
  - 日程第 1 会議録署名議員の指名について
  - 日程第 2 会期の決定について
  - 日程第 3 議案第 3 号 平成 19 年度大山町一般会計補正予算 (第 9 号)
  - 日程第 4 議案第 4 号 工事請負変更契約の締結について  
(御崎漁港防波堤整備工事 (ケーソン据付その 1))
  - 日程第 5 議案第 5 号 機構改革に伴う関係条例整備に関する条例の制定について
  - 日程第 6 議案第 6 号 大山町集会所条例の一部を改正する条例について
  - 日程第 7 議案第 7 号 訴えの提起について
- 

### 出席議員 (21 名)

1 番 近 藤 大 介	2 番 西 尾 寿 博
3 番 吉 原 美 智 恵	4 番 遠 藤 幸 子
5 番 敦 賀 亀 義	6 番 森 田 増 範
7 番 川 島 正 寿	8 番 岩 井 美 保 子
9 番 秋 田 美 喜 雄	10 番 尾 古 博 文

11番 諸遊 壤司  
13番 小原 力三  
15番 二宮 淳一  
17番 野口 俊明  
19番 荒松 廣志  
21番 鹿島 功

12番 足立 敏雄  
14番 岡田 聰  
16番 椎木 学  
18番 沢田 正己  
20番 西山 富三郎

---

#### 欠席議員

なし

---

#### 事務局出席職員職氏名

局長 …………… 諸遊 雅照                      書記…………… 汐田 美穂

---

#### 説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 山口 隆之                      副町長 …………… 田中 祥二  
中山支所長…………… 福田 勝清                      総務課長…………… 田中 豊  
農林水産課長…………… 池本 義親                      人権推進課長 …… 近藤 照秋

---

#### 午後3時2分 開会

○局長（諸遊雅照君） 互礼を行います。一同起立。礼。着席。

---

#### 開会・開議・議事日程

○議長（鹿島 功君） ただいまの出席議員数は21人です。定足数に達していますので、平成20年第2回大山町議会臨時会を開会いたします。これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手もとに配付のとおりであります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（鹿島 功君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、8番岩井美保子君、9番秋田美喜雄君を指名いたします。

---

#### 日程第2 会期の決定について

○議長（鹿島 功君） 日程第2、会期の決定についてを議題にいたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日限りに決定いたしました。

---

### 日程第3 議案第3号

○議長（鹿島 功君） 日程第3、議案第3号 平成19年度大山町一般会計補正予算（第9号）についてを議題にいたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山口隆之君） 議長。ただ今ご上程をいただきました議案第3号 平成19年度大山町一般会計補正予算（第9号）について提案理由のご説明をいたします。

本案は、昨年度から継続して取り組んでおります御崎漁港整備事業において、工事の進捗が天候の影響などにより不測の事態となっており、このたび事業の繰り越しと事務費の調整のため、既定予算の補正を提案するものであります。

この補正予算（第9号）は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ100億6,512万1,000円とするものであります。

第1表を歳入からご説明申し上げます。

第80款繰越金は、3万9,000円の追加であります。

次に歳出であります。第30款農林水産業費は3万9,000円の増額で、水産業費の漁港建設費で御崎漁港整備事業の事務費3万9,000円を追加しております。

次に「第2表 繰越明許費」であります。先ほどご説明致しました事情により御崎漁港整備事業費の翌年度への繰越額を3,410万2,000円と定めるものであります。

以上で、議案第3号の提案理由の説明を終わります。

○議長（鹿島 功君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第4 議案第4号

**○議長（鹿島 功君）** 日程第4、議案第4号 工事請負変更契約の締結について（御崎漁港防波堤整備工事（ケーソン据付その1））を議題にいたします。提案理由の説明を求めます。町長。

**○町長（山口隆之君）** 議長。ただいまご上程いただきました議案第4号 工事請負変更契約の締結について提案理由のご説明をいたします。

平成19年8月10日締結の御崎漁港防波堤整備工事（ケーソン据付その1）の工事請負変更契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第5号及び大山町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

変更内容は、工期の完成日を平成20年2月29日から153日延長し、平成20年7月31日までとするものであります。契約の目的、契約の金額及び契約の相手方には変更がありません。

工期延長の主な要因は、港湾海洋波浪等不安定な海上気象の影響により、工事進捗に遅延が生じ、工期内の安全で確実な工事遂行が困難となったため、安全を確保した工事の連続作業が可能となる春から夏にかけての稼働可能日数を確保するために要する工期延長であります。

以上で議案第4号の提案理由の説明を終わります。

**○議長（鹿島 功君）** これから質疑を行います。質疑はありますか。

**○議員（19番荒松廣志君）** 議長、19番。

**○議長（鹿島 功君）** 19番、荒松廣志君。

**○議員（19番 荒松廣志君）** 午前中に全協でもいろいろ説明を受けたり質疑したりしたわけですが、今町長が、変更契約の理由を述べられましたけども、わたしはこの理由は、当たらない理由というふうに判断いたします。

そこで次の2点について質問いたします。一点目、この工事の指名業者を何社であったか、明示してもらいたい。二点目、工期内にケーソンができなかった責任はどこにあるのか、明らかにしていただきたい。以上です。

**○議長（鹿島 功君）** 町長。

**○町長（山口隆之君）** 荒松議員さんの質問には担当課長から答弁させていただきます。

**○議長（鹿島 功君）** 農林水産課長。

**○農林水産課長（池本義親君）** ご質問の一点目でございますけども、指名業者の数でございますが、4社で行なっております。

〔「分かれば名前」と呼ぶ者あり〕

**○農林水産課長（池本義親君）** 名前につきましては、美保テクノス株式会社、株式会社平井組、株式会社井木組、やまこう建設株式会社でございます。

二点目の工期内にケーソンができなかった原因の責任の所在ということでございます

が、午前中にも説明させていただいておりますけれど、まずケーソンのドルフィンドックの所有者であります業者さんの施設につきまして、一つしかないということでもありますので、工事が競合したといった理由があります。で、この調整につきまして、あくまでも業者さんの施設でありますので、こちらの方からお願いをするという立場もございまして、ま、業者間、請負者の方が交渉するといったことも必要になっておりますので。今後、どういふふう調整していくかということにつきましては課題でありますけれども、原因をどちらか、ということになりますと、…こちらの方にも業者の方、いわゆる施設の使用にあたっての権限と申しますか、そういったものが無いということもございまして、お互いと言いますか、まあ業者さんの方の努力も足らんかったと思っておりますし、町の方としましてはその予約と言いますか、そういった制度が海の工事の場合のできる言いつつ、約束が取れるといったような働きかけをですね、県なりあるいは調整のできる機関があればこちらの方からお願いをするといったことになりますので、どちらもということなのかなというふう考えております。

○議員（19番 荒松廣志君） 議長、19番。

○議長（鹿島 功君） 19番、荒松廣志君。

○議員（19番 荒松廣志君） 1点目はね、了解できましたけれども、2点目はですけどね、責任がどっちとも言えない。ソルコムがね、工期延長した時には、業者が来て陳謝し、ペナルティーも課したわけですよ。責任がこれは「海」ということで漠然とした、天候という責任であったらまあそれもできないかもしれないけれど、今後わたしはね、何故こういうことを質問するかというと、お互いに契約したということは、できるっついでから契約したわけでしょう。できないものは契約せんわけでしょう。それが守られなかったらね、契約する必要ない。できんかったらできないと言ってしまうがいい、入札に参加する必要ないんです。そこに無理があったからこういうことになる。これはね、やっぱりきちんとしておかないとこれからいろんな事業があったり、工事があったりするわけですけど、工期だけは守っていかなくちゃいけん。例えば、本当に、こりゃ次またあるわけですよ、来年度も。その中でやっぱり同じようなことを繰り返したらね、駄目だと思う。だから悪いところがあったらそこにペナルティーを掛けたらいいじゃないですか。だから責任をはっきりして、天候ばかりではなしに、まだあると思うし、はっきりしなければ責任の所在が分からんし、するわけですから、もう一回答弁願います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 再質問につきましても担当課長から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 農林水産課長。

○農林水産課長（池本義親君） ケーソンの製作につきましてはですね、今回繰り越しの分ではなくて、別件の事業です。で、これにつきましては、10月の19日に完成をして、現地にあります。で、今回変更契約につきましては、この据え付けの工事です。ですんで、

できておるケーソンを御崎漁港内へ、えい航して据付けると。それに際して海上波浪が多くて気象条件により、据付けができなかったといったものでありますので、あくまで海上気象が原因があります。で、また工期の設定ということでございますけれども、これにつきましては、各土木工事それぞれ標準工期といったものが設定をされています。その中で土木工事でありますとか、建築工事、それから舗装工事とか、そういった分での金額にあった工事日数と、これを当初の工期を設定して完成日を定めます。しかしながら、今回のように気象状況により、工期がなにできないといったことになりましたら、その時点で工期延期と、せざるを得ないというふうに考えています。以上です。

○議員（19番 荒松廣志君） 議長、19番。

○議長（鹿島 功君） 19番、荒松廣志君。

○議員（19番 荒松廣志君） じゃあこれは天候ということで、理解したいと思えますけれども、例えば天候、海ですよ、これはあくまでもね。海ですよ。陸の上でこういうこと直接ないかも知れませんが、陸の上での工事の中で、工期が守られん場合には、やはりあなた方が発注する工事について、きちんとやっぱり責任の所在を明確にして、厳選に工期を守らせるような行政側の指導をお願いしたいと思えますけれども、それについて町長なり副町長に。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。それでは答弁させていただきますが、もちろん発注者側の責任として、その契約を誠実に履行させる、こういうことをさせる義務があるというふうに思っております。従いまして、お互いの中でその契約事項がお互いに確認しあって、で、理解できたものについては、その契約の変更をするということが、変更契約の考え方でございますので、従いましてそういった業者の都合とか、こちらの方として理解できない事由による契約変更ということには、受ける気はございませんし、当然そういったことを行なう業者についてはきちっと指導してまいりたいというふうに思っているところであります。以上であります。

〔「了解」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第4号を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。



〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第5 議案第5号

○議長（鹿島 功君） 日程第5、議案第5号 機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題にいたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山口隆之君） 議長。ただいまご上程いただきました議案第5号 機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について提案理由のご説明をいたします。

本案は、地方自治法第96条第1項の規定により本議会の議決を求めるものであります。

主な内容は、このたびの機構改革に伴い、組織の名称の変更・新設、また、組織の実態にあった条例とするため、関係する「大山町課設置条例」、「大山町国民健康保険直営診療所条例」、「大山町職員の給与に関する条例」及び「大山町防災行政無線施設条例」の関係部分の改正を行うものであります。

なお条例の施行の日は、平成20年4月1日といたしております。以上で、議案第5号の提案理由の説明を終わります。

○議長（鹿島 功君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○議員（13番 小原力三君） 議長。13番。

○議長（鹿島 功君） 13番、小原力三君。

○議員（13番 小原力三君） 今先ほど午前中にもご説明いただきましたけれども、大山町の課設置条例でございますけれども、これ町長、この条例に対して町民が本当に便利で、町民に対して本当にいい設置なのか、悪いところがあるんじゃないか、というようなところは、思います。それでですね。二つほど。一つですね、取りあえず。町民に対してこれは本当に便利が良くて、利便性が良くて、これが町民に本当にふさわしいんだというようなことを一言お付け加えてください。お尋ねいたします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。小原議員さんの質問に答弁させていただきます。まあ機構改革、やはり変革を伴うものについて、いろんな考えがあろうかというふうに思っております。現在の総合支所方式という機構の中でも住民の皆さんにとってご不便をおかけしている部分もあるんだろうと思っております。そういった中でそういった反省点も踏まえながら、今回総合支所方式から、分庁方式といいますか、それぞれ本課形式にして対応することといたしました。そういった中で、それぞれの住民の皆さんの直接的に関わる部分について、できるだけそれぞれの地域の中で完結できるようにということで、ワンストップサービスをやろうということで総合窓口課をいうものを設置する中で、これから住民の皆さんのサービスを行なっていこうという考え方でこのたび機構改革を提案させていただい

てるところでございます。これにつきまして、昨年から何回か広報やあるいは説明会、さらには議会の皆さんに説明いたしましたし、またテレビの3チャンネルを使ったりして情報提供してまいってきておりますけれども、住民の皆さんからいろんなご意見の中で特段これについてご不満の声もいただいておりますので、まずはご理解いただいたもんだというふうに思っておるところでありますし、これがそれぞれの皆さんにとって、住民のサービスの向上につながっていくかどうか、これがいろんな考え方があろうかと思っておりますけれども、いずれにしても今の財政状況なり職員体制の中で住民の皆さんにサービスを提供していく上での一番いい形であろうというふうなわれわれは判断をすることで、提案をしている部分でございますので、これが住民の皆さんにそういった思いになっていただけるようなそういった職員の中なりの対応していくことがこれから必要であろうというふうに考えておるところであります。

**○議長（鹿島 功君）** 13番、小原力三君。

**○議員（13番 小原力三君）** えーとですね、町長。一つもう一点だけ質問させていただきます。て、いいますのは、いろいろな課の中にも、いろいろな何といいますか、持ち場といいますか、その係りがございますね。その中でよく言われるんですよ。「今日は休んでいる」「今日はちょっと米子の方に出張している」と、その職員がおらんと誰も対応してくれない。総合窓口でも誰も対応してくれない。「今日はおりません」「今日出てます」「出張してます」「今日休みでございます」「ほんなら明日は」っていうと、また明日はどこだか出張だと。午前中くれば出張、午後からでないとい空いていないというようなたくさん苦情を聞いております。そういう面で、そういうことはどういうふうに対処されるんですか、今後。

**○議長（鹿島 功君）** 町長。

**○町長（山口隆之君）** 議長。答弁させていただきますが、その問題と機構改革との問題とは直接的な問題ではないというふうに思っております。と、申しますのは、そのことは、いくら総合窓口であろうと、あるいは総合支所方式であろうと、問題は職員の姿勢の問題だというふうに思っております。

もちろんそれぞれ担当者があるわけでありまして、専門的な詳しいことと、それから大まかなこと、それは理解力の、それは仕事によって違いはあるんだろうと思っております。そういったものをまあ住民の皆さんからいろんなご相談があった時に、1回誰かが受け止めるかどうかの問題であろうと思っております。これはその場でご相談なり来られたときにお聞きをしてきちっとそれを、そこに担当がいなければ、次担当と相談をして伝えるとか、そういったことが必要なんでありまして、考え方として「今日は担当がおりませんから何も分かりません」というふうな答弁なり対応しておるようでは、これは職員の資質の問題が問われなと思っております。このことは総合支所方式であろうが、それが分庁方式であろうが、これは同じことだろうというふうに思っておりますので、そ

ういったことのないようにわれわれとしても職員一人ひとりのそういった意識を高めていく、こういったことに取り組んでいかなければならないというふうに思っておるところでございますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議員（17番 野口俊明君） 議長。17番。

○議長（鹿島 功君） 17番、野口俊明君。

○議員（17番 野口俊明君） 条例改正の中で、第3条の分ですね、これの給料表の中で6級のところですが、職務の内容ということで、旧改正前は「相当高度の知識及び経験を必要とする業務に従事する会計管理者」ということになっておりましたが、今度は、「高度の知識及び経験を必要とする業務に従事する会計管理者」ということですから、まあこの従前とのいわゆる執行部の認識の違いとか、考え方の相違が出てきたというようにわれわれ理解するわけです。これについて「高度の知識」というあれですが、どのような程度のあれを想定しておられますか、ちょっと教えていただきたいと思ひます。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。野口議員さんの質問には担当課長から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 総務課長。

○総務課長（田中 豊君） ただいまのご質問にお答えしたいと思ひます。明確な基準はございませんけれど、職員の評価制度もございまして、そういった部分で経験とか評価による部分でこの5級と6級の部分については今後対応していきたいと考えておるところでございます。よろしくお願ひします。

○議員（17番 野口俊明君） 議長、17番。

○議長（鹿島 功君） 17番、野口俊明君。

○議員（17番 野口俊明君） まあちょっとそれでは、わたしの聞いた意味に答えていただいていないような気もするんですけど。結局この、なら想定という、ここの中はいわゆる今の職員の中ということで、採用の枠の中の人勉強してくりゃ、高度なものがあれということの意味のわけですな。わたしはね、今の課長のは、例えば課長や次長や事務局長、これも含めてそういうという、高度なという今聞こえたんですよ。わたしは勘違いしておって、高度な知識及び経験を必要とする業務に従事する会計管理者という意味で、会計管理者がそういう、何ていうか別もので、また執行部が考えておられるんじゃないかなという気がしたわけで、そうすると高度な知識というのは凄いな、こうあれがあるわけで、何ていうか、博士号持ったり修士号持ったり、それからいろんなコンサルタントのあれとかね、そういういろんなこともあれして、金融関係でも知り尽くした人に育てた人を充てるのかなという気がしたわけですが、そういうことではないということですか。もう一度、ちょっと分かりやすいような説明をお願いしたいと思ひます。

○議長（鹿島 功君） 総務課長。

○総務課長（田中 豊君） 再質問にお答えいたします。この「高度の知識及び経験を必要とする業務に従事する」というこの言葉はですね、会計管理者のみならず、あとに書いてございます課長、次長及び事務局長の部分にも該当するというふうに考えております。ちょっと議員さんの理解の、勘違いなのかなと思っております。

○議員（17番 野口俊明君） 議長、17番。

○議長（鹿島 功君） 野口俊明君。

○議員（17番 野口俊明君） まあ、分かりました。ということはですね。今後において、われわれもくだらん質問をするかもしれませんが、執行部の皆さんもやっぱり高度な知識があればあるということは、もう少しその議員の質問の答弁にもきちんと答えていただくと、的確に、そういうことはもうこれは当たり前、今の答弁を聞くと当たり前だと思うわけです。ですから、わたしの質問がとんちが外れているのか、今の答弁がとんちが外れているのか、そういうようなことにならないように、やっぱり噛み合うような、きちんと聞いたことは聞いたことで答えていただくと、そういうようなひとつ執行部側も訓練していただきたいと思うわけです。どうでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 再質問に答弁させていただきますが、それはお互いに気をつけなければならないことだというふうに思っておりますけれど、やはり質問をいただく場合にも要点を分かりやすく質問をいただくと、われわれもその要点をきちっと答弁ができるというふうに思っております。先ほどのご質問の中で、われわれとしてはこの職務表の中で「高度の知識及び経験を必要とする業務に従事する会計管理者」で切れるということではなくて、今まで普通、そういう次こうですよというのだというのを当然だという思いの中で、これが会計管理者だけに掛かるものだという事での質問だというふうにはわれわれも理解できなかったということはありますけれど、だからこういったことに限らず、もう少しその辺のところである意味で具体的な分かりやすい質問を、お互いに、われわれもですけども、お互いに心がけながら、質問と答弁がきちっと噛み合うようなそういった質問なり答弁に心がけるようにお互いがやりたいなという思いを持っておりますので、よろしくお願ひしたいなと思ひます。

○議員（20番 西山富三郎君） 議長、20番。

○議長（鹿島 功君） 20番、西山富三郎君。

○議員（20番 西山富三郎君） いい答弁がいただけるかどうか分かりませんが、2、3点。機構改革の心構えみたいなようなことを聞きます。で、機構改革がですね、役に立つ未来への投資でなければならないと思ひますね。この機構改革をすることによって、町民に役に立つんだと。行政の定義というのは決まってませんから、このようなことで町長答弁がありましたけれども、機構改革は役に立つ未来への投資だとこのように考えていいですか。

それから小原さんも、野口さんも申ししておりましたけれど、やはり住民にですね、公益性を担保しなくてはなりません。公益性の定義をどのように理解してですね、それを住民にですね、担保しようとしておるのか、この辺の心構え。

それから3点目、今日は少し難しいことを聞くのかなと思いますがね、わたしは住民はね、租税負担者だと思いますよ。税金払っていますね。

それから次のが難しいんです。2番目が公益執行者あるいは公益執行なんですね、3番目がサービスの消費者ですよ。行政はサービス業ですから、サービスをですね、住民がなるべく公平に受けなければなりません。なるべくじゃないですね、公平に受けなければなりません。それから、機構改革はコストダウンを考えておるんですか。コストダウンなのですか。以上です。

**○議長（鹿島 功君）** 町長。

**○町長（山口隆之君）** 議長。西山議員さんの質問には、担当課長から答弁させていただきます。

**○議長（鹿島 功君）** 総務課長。

**○総務課長（田中 豊君）** ただいまの西山議員さんのご質問にお答えしますが、ちょっと要点がよく絞れなかったんですけれど、まず公益性ということでございますけれど、やはりこれは、町民・住民に対する公平なサービスということではないかと思えます。機構改革によりまして、本庁扱いの課が遠くなるという部分もございますが、これまでの住民説明会や3チャンネルでの説明の中でも町民が動いていただくのではなくて、職員が動いてサービスの低下にならないようにあらたな機構改革をスムーズに運営していきたいということで説明をさせて、していただいております。

改革がコストダウンになっているかということでございますが、既に19年度職員の退職勧奨制度というのを設けまして、12人の退職に至らない職員の理解を得て、職員の人件費を削減するということがもう既に確定しておりますが、ご存知だと思います。まずはやはり人件費の部分を削ることが町民にとって一番理解をいただけるのではないかとということで集中して取り組んできたところでございます。そういう部分では、機構改革の一番手が人件費の削減ということで、理解をいただいているのではないかなと思っております。まだ住民説明会等でもですね、そういった部分を示したおかげかどうか分かりませんが、もっと大胆な改革をやれという町民の方のご意見もちょうだいしております。逆の意見はあまり聞いてはおりません。そういった実態でございます。ということで答弁にさせていただきます。

**○議員（20番 西山富三郎君）** 議長。

**○議長（鹿島 功君）** 西山富三郎君。

**○議員（20番 西山富三郎君）** 今日は遅く来ましたので失礼しましたが。それじゃあね、職員が動くというのはいいわけですね。しかし、職員だけではまちづくりできません

よ。職員や議会や住民が共同して参画せないかんでしょう。わたし住民の方に大変申し訳ないですけど、本当にしっかりした住民と、にせの住民と、逃げてしまう住民がいるのではないかと思っているわけですね。それを行政や議会やいわゆるボランティアとかNPO等の法人がですね、広域的に連携をとりながらまちづくりをするというのが、この機構改革の趣旨でなければならないと思います。まあ急に質疑したって困りますから、どうですか、職員が動くというのはいいですけれど、町民との連携はどうするんですか。面接社会じゃなければいけませんよ。顔が見える社会、わたしなんかどちらかかというと、合併は反対だったんです。面接社会が今、孤独社会になっちゃうでしょう。そうなるためには、職員ばっかしが動いたっていけないじゃないですか。職員と住民がこの際、さらに一層動くという決意を示してください。

**○議長（鹿島 功君）** 町長。

**○町長（山口隆之君）** 議長。西山議員さんの再質問に答弁させていただきます。今機構改革の中でやはり組織が変わっていくということに対しての住民の皆さんのご不安はあるんだろうと思っております。そういったのが、先ほど小原議員さんのご質問にもあった中ではないかな思っております。

しかしながらこういった今の町財政の状況なり、課せられた課題、そういったものをわれわれとして、きちっと整理をして、住民サービスにつなげていくにはやはりそれは、今までと同じような状況を引き続き続けていくことはできないということをご理解をいただかなければならないと思っております。

従って町としても先ほど総務課長が申しあげましたように、人件費の削減という中で早期退職を求めたり、あるいは定数の適正化を図る中でいろんな業務の集約をしながら、人数が減っても住民のサービス低下、行政の力が落ちないような取り組みなり、仕組みづくりをしてきているところであります。

その中でやはりこれを突き詰めていきますと、先ほど西山議員さんがおっしゃるように、行政というのが、本当に行政だけでまちづくりができない、当たり前なことだというふうに思っております。

従って先ほど言いましたように、そういうその機構改革したばかりでありますから、住民の不安を取り除くためにも、先ほど総務課長が申しあげましたように、まずは職員ができるだけ動いて、住民の皆さんにあちこちさせないようにすむようなことをまずやりましょう、というのは、それは一つの過渡期としてのまず最初に受け止めるという形の中ではこれは必要なことだと思って、今、総合窓口課でワンストップができるようなそういった体制を作るというふうに思ってやっておるところでありますけれど、おっしゃるように将来的には、やはり住民の皆さんが、やはりこの状況というのをしっかりと自分の課題としてご理解いただいて何がサービスなのかということを考えていただく中で、やはり行政が行うことだけがサービスではなくて、やはり住民自らが、地域づくりの中に参画し、そし

てまちづくりをしていくこと、このこともやはり大きな力になる。それがひいては住民のサービスなり、まちづくりの向上につながっていくということをご理解いただく、そういったことをわれわれはこれからどんどん進めていかなくちやなりませんし、またそういった視点で議員の皆さん方からも住民の皆さんと共にそういったまちづくりに向けてのご支援を賜ればなと思うところであります。以上であります。

**○議長（鹿島 功君）** 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（鹿島 功君）** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（鹿島 功君）** 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第5号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（鹿島 功君）** 起立多数です。したがって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第6 議案第6号

**○議長（鹿島 功君）** 日程第6、議案第6号 大山町集会所条例の一部を改正する条例についてを議題にいたします。提案理由の説明を求めます。町長。

**○町長（山口隆之君）** 議長。ただいまご上程をいただきました議案第6号 大山町集会所条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明をいたします。

本案は、辺地対策事業で退休寺集会所を建設しましたので、大山町集会所条例の一部を改正するものであります。

主な改正事項は、大山町集会所条例第2条の別表に退休寺集会所を追加するため大山町集会所条例の一部を改正するものであります。

なお、この条例は公布の日から施行することといたしております。以上で、議案第6号の提案理由の説明を終わります。

**○議長（鹿島 功君）** これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（鹿島 功君）** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（鹿島 功君）** 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案6号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

**○議長（鹿島 功君）** 起立多数です。したがって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第7 議案第7号

**○議長（鹿島 功君）** 日程第7、議案第7号 訴えの提起についてを議題にいたします。提案理由の説明を求めます。町長。

**○町長（山口隆之君）** 議長。ただいまご上程いただきました議案第7号 訴えの提起について、提案理由のご説明いたします。

本案は、大山町住宅新築資金等貸付金滞納分の償還請求の訴えを提起することについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものであります。

訴えの相手方は、福岡県北九州市小倉北区皿山町21番12号の岡田一秋及び同人の連帯保証人並びにその相続人であります。

大山町と岡田一秋（貸付当時は亡 岡田道久）とは、昭和54年2月26日付けで住宅新築資金として貸付契約を行い、又、昭和54年5月30日付けで宅地取得資金として貸付契約をしたにもかかわらず、元利合計金316万3,977円が滞納となっているので償還を請求するものであります。

なお、第1審判決の結果、必要があるときには上訴することにしております。以上で議案第7号の提案理由の説明を終わります。

**○議長（鹿島 功君）** これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

**○議長（鹿島 功君）** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

**○議長（鹿島 功君）** 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第7号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

**○議長（鹿島 功君）** 起立多数です。したがって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

---

### 閉会宣告

**○議長（鹿島 功君）** これで、本臨時会の会議に付議された事件は全部終了いたしました。これで会議を閉じます。平成20年第2回大山町議会臨時会を閉会いたします。



○局長（諸遊雅照君） 互礼を行います。一同起立。礼。

---

午後3時43分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する

議 長

署名議員

署名議員